

平成18年5月26日

各 位

会社名 株式会社紀陽ホールディングス
代表者 取締役社長 片山 博 臣
コード番号 8415 東証・大証 第1部
問合わせ先 グループ企画部長 米坂 享
(TEL. 073-426-7133)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、「定款一部変更の件」に関し、平成18年6月29日開催予定の第1期定時株主総会に下記のとおり付議することを平成18年5月26日開催の取締役会において、決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次の変更を行うものであります。

- (1) 当社に設置する機関を定めるため、第4条(機関)を新設するものであります。
- (2) 株券を発行する旨を定めるため、第7条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限し、これを明確にするため、第11条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (4) 株主総会の開催場所についての規定を設けるため、第26条(招集地)を新設するものであります。
- (5) 株主総会参考書類等のインターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるようにするため、第30条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (6) 議決権の代理行使において、議決権を行使できる代理人の人数を定めるため、現行定款第27条(議決権の代理行使)を変更するものであります。
- (7) 必要が生じた場合に書面により取締役会の決議を機動的に行うことができるように、第39条(取締役会の決議方法)に第2項を新設するものであります。
- (8) 各種優先株式に係る諸規定について、会社法の種類株主の規定に沿って変更するものであります。(第15条から第22条)
- (9) その他、用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (10) 上記の変更に伴い、条数の変更及び条文の整備を行うものであります。また、当社設立に際して定めた附則については、第1回定時株主総会終結の時をもって削除するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日(木)
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日(木)

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は本店を和歌山市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は20億株とし、このうち18億株は普通株式、1億6千万株は第一種優先株式、1千万株は第二種優先株式、3千万株は第三種優先株式とする。ただし普通株式につき消却があった場合、または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買受ける</u>ことができる。</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第 7 条 当社の普通株式および優先株式の1単元の株式の数はそれぞれ1,000株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、<u>本店を和歌山市に置く。</u></p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は20億株とし、<u>発行可能種類株式総数については、それぞれ、普通株式は18億株、第一種優先株式は1億6千万株、第二種優先株式は1千万株、第三種優先株式は3千万株とする。ただし、普通株式または優先株式につき消却があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 9 条 当社の普通株式および優先株式の<u>単元株式数は、それぞれ1,000株とする。</u></p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 11 条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第12条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その<u>有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</u></p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という)ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿等、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(株式の取扱)</p> <p>第11条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか取締役会で定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第14条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第12条 1 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その期の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第13条 1 当社は第47条に定める利益配当金を支払うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という)または優先株式の登録質権者(以下「優先登録質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という)に先立ち、それぞれ次に定める額の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし当該営業年度において第14条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p>	<p>第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第15条 当社は第49条に定める期末配当金を支払うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という)に先立ち、それぞれ次に定める額の期末配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし当該期末配当の基準日の属する事業年度において第16条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第一種優先株式1株につき、年52円50銭を上限として、<u>完全子会社となる会社における商法第365条の規定による株主総会の決議または発行に際して取締役会の決議で定める額</u></p> <p>第二種優先株式1株につき、年10円を上限として、<u>完全子会社となる会社における商法第365条の規定による株主総会の決議または発行に際して取締役会の決議で定める額</u></p> <p>第三種優先株式1株につき、年6円70銭を上限として、<u>完全子会社となる会社における商法第365条の規定による株主総会の決議または発行に際して取締役会の決議で定める額</u></p> <p>2 ある営業年度において優先株主または<u>優先登録質権者</u>に対して支払う<u>利益配当金</u>の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>3 優先株主または<u>優先登録質権者</u>に対しては、優先配当金を超えて配当を行わない。</p>	<p>第一種優先株式1株につき、年52円50銭を上限として、<u>完全子会社における旧商法第365条の規定による株主総会の決議または発行に際しての取締役会の決議で定める額</u></p> <p>第二種優先株式1株につき、年10円を上限として、<u>完全子会社における旧商法第365条の規定による株主総会の決議または発行に際しての取締役会の決議で定める額</u></p> <p>第三種優先株式1株につき、年6円70銭を上限として、<u>完全子会社における旧商法第365条の規定による株主総会の決議または発行に際しての取締役会の決議で定める額</u></p> <p>2 ある事業年度に基準日の属する<u>剰余金の配当</u>において優先株主または<u>優先登録株式質権者</u>に対して支払う<u>剰余金の配当</u>の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 優先株主または<u>優先登録株式質権者</u>に対しては、優先配当金を超えて<u>剰余金の配当</u>を行わない。</p>
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第14条 当社は第48条に定める中間配当を行うときは、優先株主または<u>優先登録質権者</u>に対し、普通株主または<u>普通登録質権者</u>に先立ち、優先株式1株につき前条に定める優先配当金の2分の1を上限として、<u>完全子会社となる会社における商法第365条の規定による株主総会の決議または発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭</u>(本定款において「優先中間配当金」という)を支払う。</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第16条 当社は第50条に定める中間配当を行うときは、優先株主または<u>優先登録株式質権者</u>に対し、普通株主または<u>普通登録株式質権者</u>に先立ち、優先株式1株につき前条に定める優先配当金の2分の1を上限として、<u>完全子会社における旧商法第365条の規定による株主総会の決議または発行に際しての取締役会の決議で定める額の金銭</u>(本定款において「優先中間配当金」という)を支払う。</p>
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第15条 1 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または<u>優先登録質権者</u>に対し、普通株主または<u>普通登録質権者</u>に先立ち、それぞれ次に定める額を支払う。</p> <p>第一種優先株式1株につき、700円 第二種優先株式1株につき、500円 第三種優先株式1株につき、500円</p> <p>2 優先株主または<u>優先登録質権者</u>に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第17条 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または<u>優先登録株式質権者</u>に対し、普通株主または<u>普通登録株式質権者</u>に先立ち、それぞれ次に定める額を支払う。</p> <p>第一種優先株式1株につき、700円 第二種優先株式1株につき、500円 第三種優先株式1株につき、500円</p> <p>2 優先株主または<u>優先登録株式質権者</u>に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>
<p>(優先株式の買受けまたは消却)</p> <p>第16条 1 当社はいつでも、<u>第一種優先株式、第二種優先株式および第三種優先株式のうち、いずれか一または複数種類の株式の全部または一部</u>を買受け、または、株主に配当すべき利益をもって消却することができる。</p>	<p>(金銭を対価とする取得)</p> <p>第18条 (削 除)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>2 当社は、第二種優先株式については、<u>第二種優先株主または第二種優先登録質権者の意思にかかわらず、完全子会社となる会社における商法第365条の規定による株主総会の決議で承認された株式移転議案に定める時期および償還価額で、当該優先株式の全部または一部を強制償還することができる。</u>なお、一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。</p> <p>(議決権) 第17条 優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、<u>当会社の取締役会が、完全子会社となる会社における商法第365条の規定による株主総会の決議で承認された株式移転議案に定める株式移転交付金の一部または全部の支払いを行わないことを決議したときは同日以降に招集される株主総会より、優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。</u>また、<u>優先株主は、平成19年4月1日以降、定時株主総会に優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。</u></p> <p>(株式の併合または分割、新株引受権等) 第18条 当社は法令に別段の定めある場合を除き、<u>優先株式について株式の併合または分割は行わない。</u> 当社は優先株主には新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p> <p>(普通株式への転換) 第19条 優先株主は<u>完全子会社となる会社における商法第365条の規定による株主総会の決議または発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件をもって、優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u></p> <p>(普通株式への一斉転換) 第20条 1 <u>転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、優先株式1株の払込金相当額(ただし、設立時に発行された優先株式について払込金相当額とみなす額は、第一種優先株式については700</u></p>	<p>当社は、第二種優先株式については、<u>第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、完全子会社における旧商法第365条の規定による株主総会の決議で承認された株式移転議案に定める時期をもって、第二種優先株式の全部または一部を取得し、これと引換えに、当該第二種優先株主に対して、第二種優先株主1株につき、完全子会社における旧商法第365条の規定による株主総会の決議で承認された株式移転議案に定める金銭を交付することができる。</u>なお、<u>当社が、本規定によって第二種優先株式の一部を取得するときは、これにより取得する株式は抽選その他の方法により決定する。</u></p> <p>(議決権) 第19条 優先株主は、<u>株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、定時株主総会に優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。</u></p> <p>(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等) 第20条 当社は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。</u> 当社は、<u>優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p>(普通株式を対価とする取得の請求) 第21条 優先株主は、<u>完全子会社における旧商法第365条の規定による株主総会の決議または発行に際しての取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、当該決議で定める取得の条件をもって、当社が優先株式を取得するのと引換えに、当社の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p> <p>(普通株式を対価とする一斉取得) 第22条 <u>当社は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった優先株式の全てを、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という)をもって取得し、これと引換えに、当該優先株式の株主に対して、優先株式1株につき、その払込金相当額(ただし、設立時に発行さ</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>円、第二種優先株式については500円、第三種優先株式については500円とする)を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし当該平均値が、<u>完全子会社となる会社における商法第365条の規定による株主総会の決議または発行に際して取締役会の決議で定める金額(以下「下限転換価額」という)を下回るときは下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。</u></p> <p>2 前項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、<u>商法第220条に定める方法によりこれを取り扱う。</u></p> <p>(優先順位) 第21条 各種の優先株式の間の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</p> <p>(優先配当金の除斥期間) 第22条 第50条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>(定時および臨時株主総会) 第23条 定時株主総会は<u>毎決算日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株主総会の招集) 第24条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>(株主総会の議長) 第25条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>	<p>れた優先株式について払込金相当額とみなす額は、第一種優先株式については700円、第二種優先株式については500円、第三種優先株式については500円とする)を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の<u>当会社の普通株式を交付する。</u>平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし当該平均値が、<u>完全子会社における旧商法第365条の規定による株主総会の決議または発行に際しての取締役会の決議で定める金額(以下「下限取得価額」という)を下回るときは下限取得価額で除して得られる数の当会社の普通株式となる。</u></p> <p>2 前項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法234条に定める方法によりこれを取り扱う。</u></p> <p>(優先順位) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(優先配当金の除斥期間) 第24条 第51条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>(定時および臨時株主総会) 第25条 <u>当会社の定時株主総会は、毎年事業年度終了日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。</u></p> <p>(招集地) 第26条 <u>当会社の株主総会は、本店所在地またはその隣接地で開催する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第27条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(株主総会の招集) 第28条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、<u>他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>(株主総会の議長) 第29条 株主総会の議長は、<u>取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の要件)</p> <p>第26条 1 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>2 商法第343条の定めによるべき決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第27条 1 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。<u>ただし代理人は当会社の当該株主総会において議決権を有する株主でなければならない。</u></p> <p>2 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第28条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第29条 第24条、第25条、第27条および第28条の規定は種類株主総会にこれを準用する。 (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第30条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第31条 1 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第30条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類、会計監査報告および監査報告に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。</u></u></p> <p>(決議の要件)</p> <p>第31条 株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></u></p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第32条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第33条 第28条、第29条および第32条の規定は、<u>種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>2 <u>第27条の規定は、定時株主総会と同時に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>3 <u>会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、<u>当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の3分の2をもって行う。</u></u></p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第35条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第32条 1 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべくときまでとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第33条 1 <u>当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役会はその決議をもって、取締役中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役をそれぞれ若干名選任することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第34条 1 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の7日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第35条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第36条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第37条 取締役会に関する事項は、法令または本定款の他、別に取締役会の決議をもって定める。</p> <p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第38条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第39条 1 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うものとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第40条 1 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p>	<p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第36条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第37条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、<u>その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第42条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第43条 監査役の任期は、<u>選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>2 補欠により選任された監査役の任期は、<u>前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第41条 監査役は、<u>互選をもって常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第42条 1 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の7日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第43条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第44条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程) 第45条 監査役会に関する事項は、法令または本定款の他、別に監査役会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(営業年度および決算日) 第46条 当会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年3月31日を決算日とする。</p> <p>(利益配当金) 第47条 当会社の利益配当金は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u></p> <p>(中間配当金) 第48条 当会社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配</u>(本定款において「中間配当」という)を行うことができる。</u></p> <p>(優先株式の転換と配当) 第49条 <u>優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p>	<p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第44条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第45条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第46条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(監査役会規程) 第47条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第48条 当会社の事業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(期末配当金) 第49条 当会社は、<u>株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を行う。</u></p> <p>(中間配当金) 第50条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という)を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(除斥期間)</p> <p>第50条 <u>利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から5年を経過したときは当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(設立に際して発行する株式)</p> <p>第1条 1 <u>当会社の設立は、商法第364条の株式移転による。</u></p> <p>2 <u>株式移転に際し発行する株式総数は、532,321,462株とし、このうち、463,692,462株は普通株式、38,799,000株は第一種優先株式、5,830,000株は第二種優先株式、24,000,000株は第三種優先株式とする。</u></p> <p>3 <u>株式移転により当会社の完全子会社となる株式会社紀陽銀行(以下「紀陽銀行」という)が発行した第一回優先株式の普通株式への転換が、平成17年9月1日から株式移転の日の前日まで(以下「調整対象期間」という)にあった場合には、株式移転に際して発行する当会社普通株式の数は、前項の規定にかかわらず、463,692,462株に当該転換によって発行された紀陽銀行普通株式の数を加えた数とする。</u></p> <p>4 <u>紀陽銀行が発行した第一回優先株式の普通株式への転換が、調整対象期間内であった場合には、株式移転に際して発行する当会社第一種優先株式の数は、本条第2項の規定にかかわらず、38,799,000株から当該転換された紀陽銀行第一回優先株式の数を減じた数とする。</u></p> <p>5 <u>株式移転により当会社の完全子会社となる株式会社和歌山銀行(以下「和歌山銀行」という)が発行した第二回優先株式の普通株式への転換が、調整対象期間内であった場合には、株式移転に際して発行する当会社普通株式の数は、本条第2項の規定にかかわらず、463,692,462株に当該転換によって発行された和歌山銀行普通株式の数に0.385を乗じた数を加えた数とする。</u></p> <p>6 <u>和歌山銀行が発行した第二回優先株式の普通株式への転換が、調整対象期間内であった場合には、株式移転に際して発行する当会社第三種優先株式の数は、本条第2項の規定にかかわらず、24,000,000株から当該転換された和歌山銀行第二回優先株式の数を減じた数とする。</u></p> <p>(最初の営業年度)</p> <p>第2条 <u>当会社の最初の営業年度は、第46条の規定にかかわらず、当会社設立の日から平成18年3月31日までとする。</u></p>	<p>(除斥期間)</p> <p>第51条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">以下すべて削除</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p><u>(最初の取締役および監査役の任期)</u> <u>第3条</u> 当社の最初の取締役および監査役の任期は、第32条および第40条の規定にかかわらず、就任後1年内の定時株主総会終結のときまでとする。</p>	